

ID: 413

担当部署: 建設水道部 建築課 公営住宅係

処分の概要	駐車場の使用料の減免等		
例規名 根拠条項	名寄市営住宅管理条例 第67条第2項		
例規番号	平成18年条例第189号		
【根拠条文】 (使用料) 第67条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日